

相談支援センターだより

秋田大学医学部附属病院

相談支援センター 発行

第9号平成21年10月20日

シリーズ1 身体障害者手帳

下記の障害があり、障害等級に該当する方が申請することにより交付されます

**視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害
じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸機能障害、小腸機能障害、HIVによる免疫機能障害**

手帳は障害がある方へのサービスや援助を利用する場合に必要になります。

申請できる状態や時期など基準が細かく定められており、指定医の記載した診断書の内容により審査されます。

① 申請手続き

申請書、診断書、写真1枚（縦4cm×横3cm）、印鑑を準備し、

住民票のある市町村の窓口へ提出すると、申請後約3～4週間程で交付となります。

申請書類は市町村の窓口にあります。（相談支援センターでも市町村によっては準備可能な場合があります。）



② 身体障害者手帳の交付を受けた方は、

下記のようなサービスが、申請することにより受けられます



福祉医療

※助成の対象や内容は、都道府県により異なります

秋田県の場合、身体障害者手帳1～3級、または65歳以上で6級までに該当する方は、申請することにより保険診療にかかる医療費が無料となります。但し、所得状況等により該当しない場合があります。

福祉医療の該当になる方については→→→身体障害者手帳交付の際に、市町村より手続きについて説明があります。身体障害者手帳申請月の1日から適用となる市町村がありますので、手帳の申請が可能な状態であれば早めに準備を進めてください。



自立支援医療（更生医療）※18歳以上



在宅福祉サービスの利用



各種料金等の減免（所得税、地方税、JR・航空運賃、点字郵便物等）



公営住宅の優先入居 等



次号も各種福祉制度や社会保障制度等の「社会資源」についてシリーズで掲載します

～ 詳しくは、相談支援センターへご相談ください ～

「皆さんのご意見・ご要望」より

当院をご利用になる皆様の声を一部掲載させていただきます

ケース1： ちょっと贅沢なんですけど、入院が長くなると暇をもてあましてしまうので病院内に図書館が併設されているとうれしいです。インターネットが出来るのもっとステキなんですけど…患者だけでなく、学生さんも市民の方々も使えるパブリックな場所があると入院中の寂しさも和らぐと思います。

回答： ご意見ありがとうございます。院内ではありませんが同じ敷地内に職員・学生だけでなく一般の方もご利用いただける図書館がございます。インターネットもそちらでご利用いただけます。入院されている患者さんの場合は、病棟の許可を得てご利用下さい。また、院内にも相談支援センター・放射線科外来・外来ホールに少しですが冊子・DVD・書籍をご用意しております。そちらもご利用下さい。

編集 後記

日に日に山の景色が秋深くなり、朝晩の冷え込みも本格的になってきました。今回記載した身体障害者手帳について不明な点やもっと詳しく知りたい方は相談支援センターまでお問い合わせください。次回のセンターだより「社会資源」シリーズは「精神障害者保健福祉手帳」を掲載予定です。